

運輸安全委員会は、令和7年2月20日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

- ・ [船舶事故調査報告書一覧](#) (地方事務所取り扱い案件) (21件) [ 103KB]
- ・ [船舶インシデント調査報告書一覧](#) (地方事務所取り扱い案件) (1件) [ 50KB]
- ・ [船舶事故等調査報告書一覧](#) (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (26件) [ 120KB]

上記事故のうち、神戸事務所と門司事務所の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

① [油タンカーA\(499トン\) 漁船B\(3.8トン\) 衝突](#)

強風注意報が発表され、風力6の北西風により海面に白波が立つ状況下、和歌山県瀬戸崎南西方沖において、A船は南東進中、B船は北北東進中、両船が衝突し、B船の船長が重傷を負った

② [旅客船A\(163トン\) 浸水](#)

強風及び波浪注意報が発表され、風速約17m/sの北北東風による風浪と同風浪の壱岐島での反射による波とがぶつかり合っ急峻な波が発生するおそれがある長崎県壱岐島魚釣埼東北東方沖において、A船は、南進中、波高約3mを超える急峻な波の深い谷間に突っ込み、衝撃水圧によって1階客室の船首水中翼点検口の蓋が外れ、大量の海水が流入して浸水し、旅客4人が負傷した

海難防止への
インフォメーション

① 油タンカーA(499トン) 漁船B(3.8トン) 衝突

(強風注意報が発表され、風力6の北西風により海面に白波が立つ状況下、和歌山県瀬戸崎南西方沖において、A船は南東進中、B船は北北東進中、両船が衝突し、B船の船長が重傷を負った)

【事故概要】

強風注意報が発表され、風力6の北西風により海面に白波が立つ状況下、和歌山県瀬戸崎南西方沖において、油タンカーA(499トン、6人乗組、プロセスオイル約470kl積載)は、南東進中、漁船B(3.8トン、1人乗組)は、かつおのひき縄漁の目的で、北北東進中、両船が衝突し、B船の船長が重傷を負った

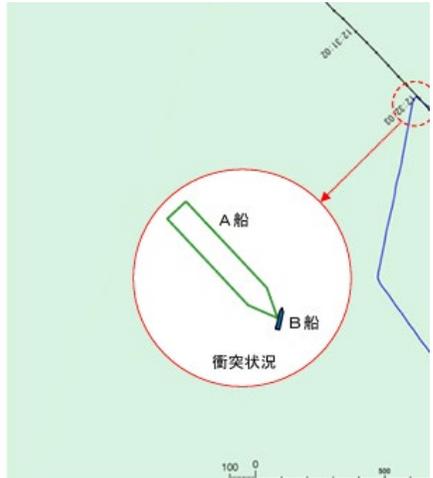
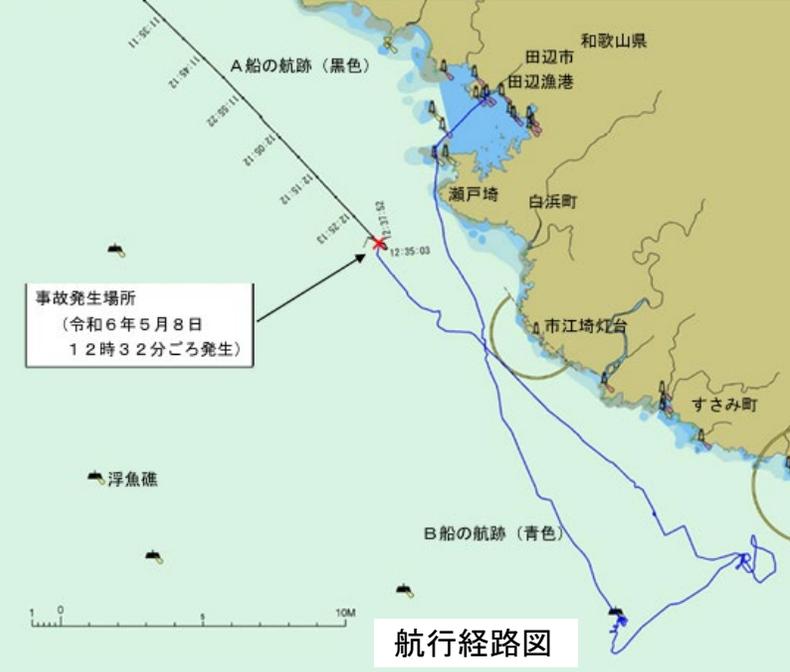
- 【発生日時】 令和6年5月8日12時32分ごろ
- 【発生場所】 和歌山県瀬戸崎南西方沖
- 【死傷者】 A船:なし
B船:重傷1人(船長)
- 【損傷等】 A船:船首部外板に擦過傷
B船:左舷中央部外板に亀裂、破口等、主機の濡損

《原因・背景等》

- ◎ 航海士Aは、海図台に向かって船位の記入作業を行い、周囲の見張りを適切に行っていなかった
 - ・ 風力6の北西風により海面に白波が立つ状況下、船体が白色のB船が白波に紛れて視認しづらい状況であった
 - ・ うねりがあり、白波が立っていてレーダー波の海面反射が強い海況下、海面反射の抑制のためにSTCを強くかけて調整していたレーダー画面は、小型船舶の映像が確認しにくい状態であった
- ◎ 船長Bは、後部甲板で船尾方を向いて操業を続け、周囲の見張りを適切に行っていなかった
 - ・ 北西から北北東に向けて右転する際、船首方は確認したが右舷方までよく確認しなかったことから、右転後にB船の左舷船首方から接近する態勢となったA船に気付かないまま、後部甲板で船尾方を向いて操業を続けた

《再発防止策》

- ・ 船橋当直者は、白波を伴う波浪で小型船舶の視認やレーダーでの探知が困難な状況下にあつては、探知距離に応じてレーダーを複数台作動させたり、船長に要請して見張り員を増やしたりするなど、適切な手段を用いて見張りを強化すること
- ・ 1人乗り漁船の船長は、操業中であっても、常時、周囲の見張りを適切に行うこと
- ・ 長さ12m以上の船舶は、汽笛を装備すること
- ・ 漁船等小型船舶の船長は、暴露甲板上では、常時、救命胴衣を着用すること



航行経路図
(事故発生場所付近を拡大)

* 本調査報告書は、R7.2.20に公表されました。 詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 旅客船A(163トン) 浸水

(長崎県壱岐島魚釣埼東北東方沖において、A船は、波高約3mを超える急峻な波の深い谷間に突っ込み、衝撃水圧によって1階客室の船首水中翼点検口の蓋が外れ、大量の海水が流入して浸水し、旅客4人が負傷した)

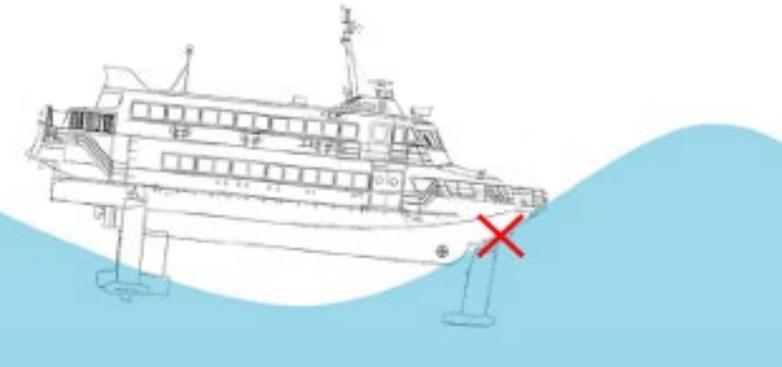
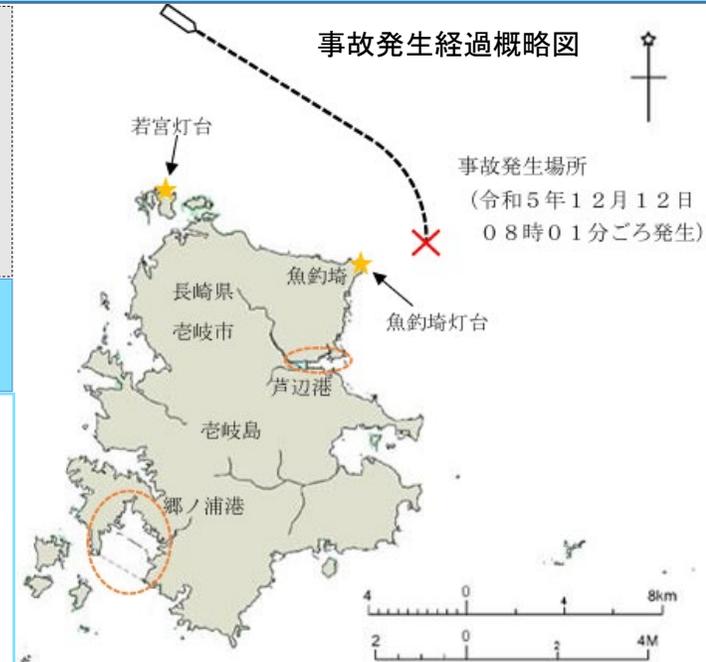
【事故概要】 強風及び波浪注意報が発表され、風速約17m/sの北北東風による風浪と同風浪の壱岐島での反射による波とがぶつかり合っって急峻な波が発生するおそれがある長崎県壱岐島魚釣埼東北東方沖において、旅客船A(163トン、5人乗組、旅客47人)は、南進中、波高約3mを超える急峻な波の深い谷間に突っ込み、衝撃水圧によって1階客室の船首水中翼点検口の蓋が外れ、大量の海水が流入して浸水し、旅客4人が負傷した

【発生日時】 令和5年12月12日08時01分ごろ
【発生場所】 長崎県壱岐島魚釣埼東北東方沖
【死傷者】 軽傷4人(旅客)
【損傷等】 1階客室及び前部補機室に浸水、1階客室の船首水中翼点検口の蓋の脱落、同室天井の凹損

《原因・背景等》 ◎船長は、波高の低いところを選びながら適宜針路を変える「タッキング」と称する操船を行えば安全に航行できると思い、追い波を追い越す状態で南進を続けた

《再発防止策》

- (1) 超高速旅客船の運航管理者及び船長は、気象及び海象情報が運航中止等の条件に達していない場合であっても、より慎重に協議を行った上で、運航中止、基準経路の変更等について、適切な判断を行うこと
- (2) 超高速旅客船の船舶所有者は、点検口に打ち付ける波浪に対して十分な強度が保持できるよう定期的に点検口の蓋を固定しているボルト等の保守整備を行うこと



船首部が前方の波の谷間に突っ込んだ状態(推測)



点検口の蓋を締めた状態



点検口の蓋を外した状態

